

藤沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月7日

藤沢市長

鈴木恒夫

### 藤沢市規則第53号

藤沢市公印規則の一部を改正する規則

藤沢市公印規則（昭和32年藤沢市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表3の項中

18	障がい者等医療証、小児医療証、ひとり親等福祉医療証、福寿医療証及び更生医療証の記載事項の修正又は訂正	市民センター長（藤沢市民センター長を除く。）	を
19	障がい者等医療証、小児医療証、ひとり親等福祉医療証、福寿医療証及び更生医療証の記載事項の修正又は訂正	市民センター長	に

改める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。